

学生各位
保護者各位
関係各位

いわゆる『新型コロナウイルス』に関する対応について
【20200519 改定四版】

39 県「緊急事態宣言解除」を踏まえた、6 月「特別編成(継続)」に関して

学校法人 北陸学園
北陸食育フードカレッジ
北陸福祉保育専門学院
(公 印 省 略)

件名について、令和2年5月19日12時時点で新潟県内・長岡市内での感染は関係各位のご努力により拡大が防止されております。

既にご承知の通り、去る5月14日政府対策本部より新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言を39県で解除することが発表されましたが、引き続き予断を許さない状況の中で、慎重な活動、行動が求められております。

この状況を踏まえ、引き続き、「人命第一」を原則とし「今後の各種実習開始等を考慮し」下記立案致しましたので、学生各位・保護者各位は重ねてご理解とご協力をお願いします。

記

【学校法人北陸学園 両専修学校における令和2年度6月の対応について】

- 1：当面「特別編成」を継続する。
- 2：令和2年度6月においては、以下の方法で講義・演習開講を並行導入する。
 - (1)「2 限時より開講」による『特別編成』(継続)
 - (2)(1)にあっては、原則「学生一人当たり4 m²超の空間を各室確保」の上開講。
 - (3)講師来校は以下の状況とする。
 - ①39 県在住=6 月 1 日(月)2 時限より来校(県内講師に関しては既に開講済)。
 - ②緊急事態宣言 8 都道府県在住・本務先=6 月 15 日(月)2 時限より来校(予定)。
- 3：新たに「e ラーニング+オンラインサポート」を導入する(6 月中予定)。
- 4：別表『「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫(例)」に対する本学園専修学校の対応』により感染防止対策の徹底に努める。(継続)
- 5：3 については、毎週木曜日に改善点等検証し、次週以降の対策再徹底に反映する。
- 6：7 月以降については、6 月 2 0 日(土)に関係各位に連絡を予定とする。

※上記に関する「開講前提変更条件」については、次頁記載『6 月編成の「開講前提変更条件」』を参照ください。

【次頁へ→】

●6月編成の「開講前提変更条件」

- ①『39県の緊急事態宣言解除』が、5月31日時点において継続されている場合。
- ②『緊急事態宣言「継続」』8都道府県において、5月31日時点までに何等かの「要件の緩和」があった場合。
- ③新潟県もしくは長岡市において『独自の緊急事態宣言』等が発令されていない場合。

※上記①～③いずれかに変更があった場合、急速対応変更を公表する場合があります。予めご了承ください。変更確認に備え、週複数回の学園公式ホームページの確認をお願いします。

学校法人北陸学園

両専修学校・令和2年度5月編成についての説明（改定四版）

1：本決定の社会的背景

- (1) 令和2年5月14日、政府対策本部より新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言を39県で解除することが発表された。
- (2) 8都道府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、京都府、北海道）については、引き続き「緊急事態宣言」が延長されている。期間は5月31日まで。
- (3) (1)の解除下にあっても、各県では「緊急事態が延長された区域だけでなく、県と県との不要不急の往来の自粛要請」を当面継続する方針である。
- (4) (2)について5月21日に政府対策本部にて解除が可能か否かの検討がなされるが、仮に期間（5月31日）前後で解除されたとしても、(3)同様の要請がその後一定期間定められることが推測される。

2：6月編成に関する決定背景

- (1) 現時点において、引き続き「不要不急の移動」は可能な限り自粛することが望ましい。
- (2) 4～5月編成で導入した『課題対応』は一定の成果は見られた。
- (3) (2)を円滑に進めていく上で、双方向での「オンライン講義」等の検討を進める中で先行して「eラーニング+個別オンラインサポート」が6月中導入される予定である。
- (4) 5月11日より『特別編成（課題+時短）』（一部県外講師科目等「課題対応」）を県の『緊急事態宣言による教育施設への自粛要請解除後』に再開した。
- (5) 6月に「学外実習」を控えている学科・学年に関しては、実習受け入れ先との「安全・感染対策」協議が進み、その体制が確保されている。
- (6) 6月の学外実習を、実習先との協議により後期に延期した学科・学年もあり、今後編成見直しにより速やかな講義・演習への振替対応も併せて必要となっている。
- (7) 以上のことから、『緊急事態宣言解除』後一定期間の県と県との間の往来を控えた上で、『6月以降引き続き感染対策を講じながら、可能な限りに段階的再開を積み重ねる』ことが現時点では必要と判断した。

[【次頁へ→】](#)

- (8) (7) の感染対策として『施設に応じた感染防止を予防するための工夫 (例)』(内閣官房・新型コロナウイルス感染症対策推進室作成) に対する本学園専修学校の対応』(令和2年5月6日策定) を導入・検証・再点検しながら、国家試験・資格・免許取得対策を大前提としての『段階的特別編成が必要かつ効果的』と判断した。
- (9) 『6月(以降)の特別編成』は、
- ①: 「登下校時間の変更(0・1限は「課題対応」)」・公共交通機関の混雑緩和
 - ②: 「時短」・・・・・・・・・・・・・・・・必要最低限の時間確保に寄与
 - ③: 「開講科目制限(「緊急事態宣言」を考慮)」・・・・宣言解除後の開始時期基準策定
 - ④: 「学生一人当たり4㎡超の空間を各室確保」・・・・「3つの『密』防止対策」
- (10) その上で、『緊急事態宣言解除』の中、該当区域にお住まいの講師各位の担当科目については(9) ①～④の対策を講じた上で、解除後2週間超にあたる6月より開講予定とするのが最適と判断した。
- (11) 『緊急事態宣言延長の8都道府県』にお住まい・本務先のある講師各位の担当科目については、現下の状況から現時点における緊急事態宣言解除期限となる5月31日から2週間超を経て6月15日より開講予定とするのが最適と判断した。
- (12) (10)・(11) については、今後の推移を注視しながら再延期の可能性も想定する。
- (13) (9) - ①～④の対策に加え、『施設に応じた感染防止を予防するための工夫 (例)』(内閣官房・新型コロナウイルス感染症対策推進室作成) に対する本学園専修学校の対応』(別表) を引き続き継続していくこと、毎週木曜日に法人本部対策室にて改善点等検証し、専門家等の指導を受けながら再徹底を繰り返すこととした。

3：7月以降について

- (1) 早期の正常化が期待されるが、全ては総合的な判断が必要と思われる。
- (2) (1) を踏まえ、6月20日(土)に関係各位に連絡を予定する。
- (3) 更なる長期化、再度の全国的緊急事態宣言発令も今後想定されることから、関係各位の慎重な行動をお願いします。
- (4) 学園に関係するもの各位には「不要不急の移動を自粛し、必要最低限の移動に留める」ことをお願いします

以上

学校法人北陸学園
法人本部対策室
教務本部・教務部

【別表】

令和2年5月6日初回策定

令和2年5月25日改定予定

「施設に応じた感染防止を予防するための工夫（例）」

（内閣官房・新型コロナウイルス感染症対策推進室作成）

に対する本学園専修学校の対応

「施設に応じた感染防止を予防するための工夫（例）」 （内閣官房・新型コロナウイルス感染症対策推進室作成）		本学園専修学校の対応
	学校	
密接	○少人数で滞在時間の制限	○時短開講
密集	○四方を空けた席配置	○学生一人当たり 4㎡超の空間を各室確保
密閉	○頻繁な換気（窓開け・扇風機）	○原則常時換気を行う ○空気清浄機の常時稼働
衛生対策 その他	○マスク着用 ○対面する場での ・ビニールカーテン等設置 ・対面機会を避ける ○こまめな手洗い ○共用物品・設備の消毒（ディスポ利用も） ○キャッシュレス ○（滞在時間が長い場合）入場時体調チェック ○従業員の ・衛生対策 ・3密対策 ・休憩や食事の分散	○マスク着用 ○布マスクの場合、正しい衛生の理解と実践を踏まえ消毒すること ○不要不急の相談・面談等の回避（オンライン等別途手段を活用） ○こまめな手洗いの励行 ○共用物品・設備の消毒（ディスポ利用も） ○キャッシュレス化（今後要拡充） ○定時体温測定 of 徹底 ○教職員等対策 ・教職員室分散設置 ・シフト勤務細分化 ・閉館時間短縮 ・休憩や食事の分散

※令和2年5月11日(月)の週において上記を実施。

※令和2年5月14日(木)以降改善点等を検証し、専門家等の知見・指導を踏まえ原則翌週(月)に導入を予定。